

ID: 233

担当部署: 都市整備課

処分の概要	許可の取消し		
例規名 根拠条項	高根沢町特別業務地区建築条例施行規則 第2条第3項		
例規番号	昭和61年規則第11号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第2条の規定による。</p> <p>第2条 条例第2条第1項ただし書に規定する許可を受けようとする者は、許可申請書(様式第1号)に、次の書類を添えて町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 附近見取図(附近100メートル以内の見取図。縮尺2,500分の1以上)</p> <p>(2) 配置図(敷地周辺の隣接地の家屋並びにその居住者の氏名及び土地の所有者の氏名を記入した配置図。縮尺500分の1以上)</p> <p>(3) 各階平面図(縮尺100分の1)</p> <p>(4) その他町長が必要と認めて指示した書類</p> <p>2 町長は、前項の規定により提出された許可申請書について、高根沢町都市計画審議会の意見を聞き、許可し、又は許可しない旨を許可(不許可)通知書(様式第2号)により通知するものとする。</p> <p>3 町長は、前項の規定により受けた許可が虚偽の申請によるものである場合においては、その許可を取り消すものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日